

三訂はしがき

本書は、会員資格の判断・員外貸付の可否など信用金庫法に関するさまざまな疑問を取り上げ、Q & A形式で簡潔まとめたものです。出版にあたっては、実務に役立つよう以下の点に留意して編集・制作しています。

- ① 現場のニーズに合った事例の設定……本書で取り上げている事例の多くは信用金庫職員の方々からの照会・質問をもとに作成しており、現場の疑問・悩みに応える内容となっています。
- ② 実務の視点で具体的かつ簡潔な解説……単なる法律の条文解説ではなく、現場で判断する際の参考となるよう具体的結論を提示するとともに、その根拠を簡潔に解説しています。
- ③ 信用金庫実務に精通した実務家・弁護士による執筆……信用金庫法および現場の実情を踏まえた的確な解説で業務の実践の手引書といえます。

本書は、1991年に弊社で発刊された『信用金庫法の相談事例』（立原幸雄著）を前身としており、同書については改訂・増刷を重ね、17年の長きにわたって読者の皆様にご愛用いただきました。その後、法改正や実務の変化への対応等から全面的に刷新する必要が生じ、2008年、『信用金庫法の実務相談』としてリニューアルしました。

三訂にあたっては、今日的なテーマや新たに問い合わせのあった項目を中心に26の事例を追加するとともに、全体の記述内容について見直しを行いました。

本書が信用金庫役職員の日常業務の座右の書として実務の一助となれば望外の喜びです。

2018年7月

（株）経済法令研究会

◆目次◆

1	金庫の性格	
	Question	
1	金庫の非商人性	2
2	金庫の非商人性と貸金債権消滅時効の管理	3
3	金庫の非商人性と商事留置権	5
4	金庫の非商人性と遅延損害金の法定利率	6
5	金庫への独禁法の適用	8
2	会員資格	
	Question	
6	金庫の会員制度	12
7	会員資格における地区	13
8	会員制度の趣旨	14
9	個人の会員資格	16
10	法人事業者の従業員数と資本金	17
11	上場会社の会員資格	19
12	子会社の会員資格	20
13	外国法人の会員資格	22
14	地区外居住の法人役員の会員資格	23
15	地区内に事業所を有する上場会社の取締役（住所・居所が地区外の場合）の会員資格	24
16	地区内に本社がある会社の取締役（地区外の事業所に常駐し住所・居所が地区外にある場合）の会員資格	25
17	地区内にある会社の社長の会員資格	26
18	地区内にある会社の監査役に対する貸付	27
19	新規設立会社の会員資格	28
20	複数の事業所の従業員の数	29
21	未成年者の会員資格	31
22	海外在住の非居住者の会員資格	33
23	外国人の会員資格	34
24	パート社員の数と会員資格	35
25	権利能力なき社団の会員資格	37

Question

26	NPO法人の会員資格	38
27	地縁団体の会員資格	40
28	医療法人の会員資格	41
29	介護業務と医療業務を行う医療法人の会員資格	42
30	地区内にある宗教法人の従たる事務所の会員たる資格	43
31	地方公共団体の会員資格	44
32	国立大学法人の会員資格	45
33	公立大学法人の会員資格	46
34	排出権取引と会員資格	47
35	地区外の隣県に居住する個人商店主の会員資格	48
36	本社が地区外にあり工場が自金庫の地区内にある場合の会員資格	49
37	地区内に住所のない製造業者の工業団地内進出に伴う貸付における 会員資格	50
38	地区内に住所のない未開業医師の開業資金貸付における会員資格	52
39	住所は地区外であるが、地区内にアパートを所有している者の会員 資格	53
40	地区外に住民票を残した地区内の会社に勤務する者の会員資格	54
41	地区外へ住民票を移した借入人の会員資格の維持・喪失	55
42	地区外に居住する単身赴任者に対する住宅リフォーム資金の融資	56
43	小口員外貸出と代理貸付	58
44	事業実態のない会社に対する新規貸付	59
45	地区外相続人によるアパートローンの存続の可否	60
46	地区外にある子会社のための転貸資金の貸付	61
47	海外赴任者に対する住宅ローンと会員資格	62
48	海外単身赴任者に対する代理貸付のプロパー貸付へのシフトと会員資格	63
49	事後地区外貸付の存続と持分の払戻しの要否	64
50	地区内の大学に通学する学生の会員資格	66
51	卒業会員資格取得前の既往貸付が卒業会員期間を超過する場合の対応	67
52	卒業会員の会員資格の再取得	69
53	卒業会員資格の再取得と会員期間の通算	71
54	卒業会員の会員資格の再取得と再出資	73
55	貸付における会員資格は貸付実行の要件か存続要件か	74

Question

56	信金中央金庫の代理貸付における会員資格	76
57	債務保証取引における会員資格	78
58	連帯債務における会員資格	79
59	地区外に住所を有する者を連帯債務者とする借入の申し出への対応	81
60	保証人による重畳的債務引受	83
61	シンジケートローンにおける借入人の会員資格	85
62	地方公共団体に対するシ・ローンへの参加	86
63	遠隔地の借入人に対するシ・ローンへの参加	87
64	ローン・パーティシペーションにおける債務者の会員資格	89
65	資産流動化におけるSPCの会員資格	91
66	PF1取引における会員資格	92
67	会員たる資格のない者に対する員外預金担保貸付	94
68	信託受益権販売における会員資格	96
69	会社分割（吸収分割）と会員資格	97
70	会社分割（新設分割）と会員資格	98
71	会員たる資格のない者に対する転貸資金の貸付	99
72	海外子会社への転貸資金の貸付	100
73	カウンセラーの会員資格	101
74	会員の外国子会社への直接貸付の可否	102
75	金庫会員の外国子会社への借入の債務保証の可否	105
76	卒業会員の外国子会社への借入の債務保証の可否	106
77	金庫会員である親会社の保証による外国子会社への他行貸付の 肩代わりの可否	108
78	外国子会社が受けている借入を被保証債務とする旨の親会社の 保証依頼の可否	110
79	外国子会社の設立と他行貸付金の肩代わりの可否	111
80	スタンドバイ信用状の利用から外国子会社への直接貸付へのシフト	112

3 員外貸付

Question

81	員外貸付	114
----	------	-----

Question

82	地区外の者からの預金の受入とその預金を担保とする貸付	116
83	家族名義預金による員外預金担保貸付	118
84	小口員外貸出と員外預金担保貸付の関係	119
85	小口員外貸出と制度融資の関係	121
86	会員資格を有しない者による債務の相続	123
87	合併により会員資格を喪失した会社に対する卒業生金融	125
88	会員が地区外に移転したために生じた員外貸付	129
89	無効な員外貸付と担保・保証の効力	131
90	非会員たる割引手形の振出人に対する貸付	133
91	非会員たる物上保証人に対する貸付	135
92	非会員たる連帯保証人に対する貸付	137
93	非会員たる相続人に対する貸付	139
94	非会員たる上場企業に対する預金担保貸付	140

4 加入・脱退

Question

(1) 加入

95	通称・芸名による加入申込	142
96	相続加入の要件	144
97	会員たる資格を有する被保佐人・被補助人の単独での加入申込	146
98	会員加入に際しての金庫の承諾義務	148
99	大口出資の制限	151

(2) 脱退

100	倒産による会員の行方不明	153
101	会社の解散と法定脱退の時期	155
102	異時破産手続廃止と法定脱退の効力の消長	157
103	会員の除名手続	159
104	保証債務の不履行と除名事由	162
105	除名の際の出資証券の取扱い	164
106	法定脱退の勘定処理	166
107	事後員外(地区外)貸付の業務報告書への記載	169
108	脱退事由の生じている会員が総代会で議決権を行使した場合の	

Question

	決議の効力	170
109	脱退者に対する配当金の支払	171
110	事業年度終了前における脱退者に対する持分の払戻しの可否	174

5 出資持分

Question

111	金庫が会員の持分の一部を譲り受けることの可否	178
112	出資証券の不発行	180
113	出資証券の紛失と再発行	182
114	剰余配当金通知の要否	184
115	出資証券の併合と分割	185
116	出資配当金の計算方法	186
117	出資配当金の消滅時効期間	187
118	出資名義書換停止の法的根拠	189
119	持分の質受け	191
120	会社分割により持分を承継する際の金庫の承諾の要否	192
121	出資1口の金額の増加と総会員の同意	193
122	貸付金と出資金との相殺	194
123	破産手続における貸付金と持分との相殺	196
124	民事再生手続における貸付金と持分との相殺	199
125	会社更生手続における貸付金と持分との相殺	200
126	特別清算手続における貸付金と持分との相殺	201
127	貸付金と持分譲受代金債権との相殺	202
128	持分に対する強制執行	204
129	差し押さえた持分の換価	206
130	持分に対する滞納処分	208
131	滞納処分による差押えを受けた出資金(持分)の支払	210
132	持分差押後に生じた剰余金配当請求権に対する差押えの効力	212
133	債権差押通知書によって持分を差し押さえた場合の差押えの効力	215
134	差押通知書と予告通知書が同時に送達された場合における 予告通知の効力	218
135	予告通知書と譲受請求書が同時に送達された場合における譲受請求の	

Question

	効力	222
136	持分に差押えがあった後における自由脱退	224
137	借入人である再生債務者に対する出資金の払戻しの拒否	226
138	持分払戻請求権の消滅時効の起算点	229
139	出資総額の最低限度	231
140	持分の一部相続	232

6 役員の数・報酬・義務等、役員等の責任

Question

(1) 役員の数・報酬・義務等

141	金庫と役員との関係	234
142	役員の数	236
143	役員の数	238
144	役員の数	240
145	理事の報酬	242
146	理事の義務	243
147	理事が総代を兼ねることの適否	246
148	計算書類の監事への提出期限	248
149	理事の辞任と承認	251
150	理事の解任手続	253
151	監事の選任議案についての監事の同意権等(特定金庫)	255
152	監事の報酬	257
153	監事の義務	259
154	辞任監事の総代会出席権・意見陳述権	261
155	監事の業務監査権限	262
156	員外理事・員外監事	266
157	常勤監事(特定金庫)	268

(2) 役員等の責任

158	役員等の金庫に対する責任	270
159	役員等の第三者に対する責任	273
160	役員等の金庫または第三者に対する損害賠償の連帯責任	276
161	役員等の責任の免除	277

Question

162	役員の実任限定	279
163	役員等に対する責任追及の訴え	280
164	役員賠償責任保険の保険料を金庫が支払うことの可否	283
165	役員等に対する責任追及の訴えと文書提出命令	286

7 理事会

Question

166	理事会の権限	292
167	理事会の運営	295
168	内部統制システムの構築	298
169	理事会の書面決議	303
170	理事会議事録の閲覧請求	305
171	理事会議事録等の作成方法および備置場所	307
172	利益相反取引と理事会の承認	310
173	理事に対する預金担保貸付と理事会の承認	315
174	監事に対する貸付に際しての理事会の承認	317
175	理事に就任する際の既借入住宅ローンについての理事会の承認	318
176	役員が総合口座取引を行う場合の理事会の承認	320
177	理事会決議に基づく行為と連帯責任	322

8 総代および総代会

Question

178	総代会制度と総代の選任方法	326
179	総代会の権限	329
180	総代会の決議の要件	331
181	会員（総代）による議決権行使の方法	333
182	総代の定数に欠員が生じた場合の措置	335
183	法人総代の代表者の異動	337
184	総代会議長の権限	338
185	総代の任期	341
186	会員の総代会の傍聴	342

Question

9 その他

Question

187	独立行政法人と大口信用供与規制	346
188	金庫傘下の子法人，関連法人等の業務範囲	350
189	信金法における支配人の権限・役割	353
190	執行役員制度	356

凡 例

【用語の略記】

- ・金庫⇒信用金庫
- ・信金⇒信用金庫
- ・信組⇒信用組合

【法令等の略記】

- ・法⇒信用金庫法
- ・信金法⇒信用金庫法
- ・施行令⇒信用金庫法施行令
- ・施行規則⇒信用金庫法施行規則
- ・定款例⇒信用金庫定款例
- ・平成10年告示⇒信用金庫が会員以外のものに対して行なう資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件(平成10年12月14日告示第54号)
- ・独禁法⇒私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ・中企法⇒中小企業等協同組合法
- ・生協法⇒消費生活協同組合法
- ・農協法⇒農業協同組合法
- ・水産協法⇒水産業協同組合法

Q1

金庫の非商人性

金庫は商法上の商人に該当しますか。また、商人に該当しないとした場合、金庫はどのような点に留意して取引すべきですか。

A≫ 金庫は商法上の商人に該当しません。したがって、金庫は非商人性を前提として取引をする必要があります。具体的な留意点としては、貸金債権の消滅時効管理、商事留置権の成否および損害賠償請求における遅延損害金の法定利率などがあります。

解説

これまで、協同組織金融機関たる金庫や信組の商人性が争われた事案に関する最高裁判決としては、信組の貸金債権の消滅時効期間に関するもの（最判昭和48・10・5金判392号11頁，以下「昭和48年判決」という）および金庫の商事留置権の成否に関するもの（最判昭和63・10・18民集42巻8号575頁，以下「昭和63年判決」という）の2つがあり、いずれも「商法上の商人には当たらないとするのが相当である」と判断しています。

また、比較的最近になって、最高裁は信組の商人性を否定し、その預金払戻債務の履行遅滞に伴う遅延損害金につき、民事法定利率である年5分を適用すべきであると判断しました（最判平成18・6・23金判1252号16頁，以下「平成18年判決」という。この判決を簡潔に紹介するものとして、平野英則「協同組織金融機関の非商人性と遅延損害金の法定利率」銀法664号1頁）。

上記最高裁判決のうち、昭和63年判決のみが金庫に関するものであり、昭和48年および平成18年の両判決は信組に関するものですが、金庫および信組はともに協同組織金融機関とされており（通説。上柳19頁）、信組に関する最高裁判決も金庫の実務を考えるうえで参考になります。

これらの一連の最高裁判決は、協同組織金融機関の非商人性を認定しており、金庫業界全般の金融実務、特に、貸金債権消滅時効の管理、有価証券担保権取得の要否に関する判断および法定利率の計算等の実務に影響を及ぼしますので、実務上も重要な判決といえます（平野・前掲1頁）。（平野英則）

Q 2 金庫の非商人性と貸金債権消滅時効の管理

金庫は、その非商人性との関係で、貸金債権消滅時効の管理に際し、どのような点に留意すべきですか。

A≫ 協同組織金融機関たる金庫は非商人ですが、その貸金債権は常に民事債権として10年の消滅時効期間（民法167条1項）が適用されるわけではなく、顧客の商人性および金庫と顧客との取引の商行為性により、民事消滅時効期間の10年が適用される場合と商事消滅時効期間の5年間（商法522条1項本文）が適用される場合があります。

したがって、顧客の商人性および金庫と顧客との取引の商行為性を見極めようとして、消滅時効管理をする必要があります。

解説 

昭和48年判決は、信組の商人性は否定したものの、借入人の商人性を通じて貸付取引の商行為性を認定することにより、商事消滅時効期間の5年間を適用したものであり、協同組織金融機関の債権（消滅時効）管理上非常に重要な判決です。

協同組織金融機関の債権に商事消滅時効が適用されるのは、協同組織金融機関または顧客の双方またはいずれか一方にとって商行為となる場合です。

(1) 顧客が商人である場合

協同組織金融機関は非商人ですが、顧客が商行為をすることを業とする商人である場合には（商法4条1項）、その間の取引（商行為）から生じる債務には商事消滅時効が適用されます（同法522条）。

(2) 協同組織金融機関の行為および／または顧客の行為が商行為である場合

協同組織金融機関の行為および顧客の行為の双方が商行為である場合はもちろんのこと、協同組織金融機関の行為または顧客の行為のいずれか一方が商行為である場合にも（注）、その間の取引（商行為）から生じる債務には、商事消滅時効が適用されます（同法522条）。

協同組織金融機関と顧客の商人性および商行為性の観点から2段階的に検

討すると、下記の表のように、その債務(権)に商行為性がない場合にのみ民事消滅時効が適用され、それ以外の場合はすべて商事消滅時効が適用されます。

(○：あり，×：なし)

商人性／商行為性	協同組織金融機関	顧客	債務の商行為性	消滅時効
商人性	×	○	○	商事(5年)
	×	×	×	民事(10年)
商行為性	○	○	○	商事(5年)
	○	×	○	商事(5年)
	×	○	○	商事(5年)
	×	×	×	民事(10年)

したがって、顧客（借入人）の商人性と取引の商行為性を分析したうえで、その取引から発生した債権に適用される消滅時効が商事・民事のいずれであるかを見極めて、時効期間の管理をすることが肝要です（同旨、平野・前掲Q1・1頁）。

なお、実務的には、貸金は5年の時効で消滅するという前提で時効期間の管理をするのが堅実な手法といえます。

(注) 通説・判例は、本条にいう商行為により生じた債権とは、債権者または債務者の一方のために商行為となる行為により発生すれば足りるとしています。判例として、大判明治44・3・24民録17輯159頁があります。

(平野英則)

Q 3 金庫の非商人性と商事留置権

金庫は、その非商人性との関係で、取立を委任された手形について、商事留置権が成立するのですか。

A≫ 商事留置権は、商行為の当事者双方が商人であることを要件としていますので（商法521条）、協同組織金融機関たる金庫の商人性が否定される以上、金庫が商事留置権を取得することはありません。

解説 

昭和63年判決は、金庫の商事留置権の成否が争われた事案において、金庫の商人性を否定することにより、商人間で双方のために商行為である場合に適用される商事留置権（商法521条）の成立を否定したものです。

この判決を前提に、金庫の商事留置権の成否を表すと、下記の表のようになります。

(○：あり，×：なし)

商人性	協同組織金融機関	取引先	商事留置権
商人性	×	○	不成立
	×	×	不成立

したがって、金庫は、商事留置権の成立を前提としない融資実務対応が必要であり、取引先の信用状態に応じ、必要があれば、取立手形を担保として徴求することが肝要です（同旨、平野・前掲Q 1・1頁）。

(平野英則)

【著者紹介】(五十音順)

- 麻生裕介 学習院大学法学部卒業，2004年弁護士登録，同年シティ
ユーワ法律事務所入所，現在に至る
- 岡野正明 中央大学法学部卒業，1978年埼玉縣信用金庫入庫，現在
事務集中部上席指導役
- 近藤祐史 東京大学法学部卒業，2005年弁護士登録，同年シティユ
ーワ法律事務所入所，現在に至る
- 田中敏夫 中央大学法学部卒業，1973年朝日信用金庫入庫，現在一
般社団法人全国信用金庫協会全国しんきん相談所参与
- 平野英則 明治大学法学部卒業，1974年東京銀行（現三菱UFJ銀行）
入行，2001年筑波大学大学院（企業法学専攻）修了，
2003年信金中央金庫に入庫，2008年より拓殖大学商学部
非常勤講師，2010年より日本大学法学部非常勤講師，
2012年西武信用金庫に入庫，2017年同金庫退職

三訂 信用金庫法の実務相談

2008年6月10日 初版第1刷発行
2010年12月25日 改訂第1刷発行
2018年9月15日 三訂第1刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株) 経 済 法 令 研 究 会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／book wall
制作／地切 修 組版／DTPG 印刷・製本／日本ハイコム(株)

© Keizai-horei Kenkyukai 2018 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2423-0

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホーム
ページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。